令和2年度第10回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和2年8月25日

担当部・課:復興政策部地域協働課〔内線4239〕

① 件 名

町の区域を新たに画すること及び住居表示の廃止について (上釜南部地区) (一部変更)

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。

【目的】

土地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせて、町の区域を新たに画するとともに、 住居表示を廃止し、地番を整理することにより分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上を 図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方自治法(昭和22年法律第67号) 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号) 石巻市住居表示に関する条例(平成17年条例第190号)

【〔総合計画との整合性 総合計画との位置付け: 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画

第3章 施策の展開

施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり

第3節 減災まちづくりの推進

(1)都市基盤の復旧・復興

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

| 平成25年9月20日 | 区画整理事業計画の決定 |
|-------------|----------------------------------|
| | 事業施行開始 |
| 令和 2年 2月20日 | 第1回上釜南部地区住居表示変更検討会を開催し、スケジュールについ |
| | て説明 |
| 4月 8日 | 第2回上釜南部地区住居表示変更検討会を開催し、町の区割りと町名 |
| | について検討 |
| 4月16日 | 第3回上釜南部地区住居表示変更検討会を開催し、「上釜南部地区の区 |
| | 割り・町名案アンケート」について協議 |
| 4月~5月 | 地権者及び町内会役員等を対象に、「上釜南部地区の区割り・町名案ア |
| | ンケート」を実施 |
| 6月17日 | 第4回上釜南部地区住居表示変更検討会を開催し、アンケート結果の報 |
| | 告及び新区割り・新町名に係る最終案の取りまとめ |
| 7月 7日 | 地権者及び町内会役員等(アンケート対象者)を対象に、アンケート結 |
| ~7月20日 | 果の報告及び新区割り・新町名の最終案について、意見聴取した結果、 |
| | 特に異論がなかった。 |
| 8月 4日 | 令和2年度第9回庁議において提案(審議・承認済み) |

⑤ 主な内容

住居表示に関する条例における実施区域について、新たな字界と旧字界の筆界及び地番が記載された実施予定区域図において突合した際に、一部修正箇所が判明し、下記のとおり変更しようとするもの。

(正)

| 新たに画する町名 | 左の区域に包含される区域 |
|------------------------------|---|
| | 町・字名 |
| 新館南 | <u>門脇字中島の全部</u> 及び <u>中浦二丁目</u> 、新館二丁目、中屋敷二丁目、門脇字鷲塚、中島町、重吉町の各一部 |
| うらやしきみなみ 浦屋敷南 | 中屋敷二丁目、門脇字浦屋敷、門脇字捨喰、門脇字鷲塚、門脇 字下鷲塚、重吉町の各一部 |
| _{みょうじんみなみ} 明 神 南 | 門脇字捨喰、門脇字明神、門脇字鷲塚、門脇字下鷲塚、重吉町 の各一部 |

(誤)

| 新たに画する町名 | 左の区域に包含される区域 |
|--|---|
| | 町・字名 |
| 新館南 | 新館二丁目、中屋敷二丁目、 <u>門脇字中島</u> 、門脇字鷲塚、中島町、 重吉町の各一部 |
|) \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ | 中屋敷二丁目、門脇字浦屋敷、門脇字捨喰、門脇字鷲塚、門脇 字下鷲塚、重吉町の各一部 |
| みょうじんみなみ 明 神 南 | 門脇字捨喰、門脇字明神、門脇字鷲塚、門脇字下鷲塚、重吉町 の各一部 |

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

土地区画整理事業により整備した区画に合わせた、分かりやすい住所に変更することにより、住民の利便性の向上につながる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 2年9月 市議会第3回定例会に「町の区域を新たに画すること」及び「住居表示実施区域の変更」について議案を提出

令和 3年1月 街区符号及び住居番号の廃止の告示

住民への説明

3月 新住所の施行(区画整理換地処分と同日とする。)

9 その他

区画整理事業の換地処分の公告の翌日から新住所に変更となる。